

2020 情セ調（経提）第 5 号

2020 年 10 月 20 日

経済産業省

貿易経済協力局 貿易管理部

安全保障貿易管理課長 浅井 洋介 様

写) 安全保障貿易審査課長 和爾 俊樹 様

提出書類通達別表 3 国及び地域区分に関する要望

一般社団法人 日本工作機械工業会
輸出管理委員会 委員長
加藤 伸仁

一般財団法人 安全保障貿易情報センター
材料加工専門委員会 委員長
柴田 明仁

輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について（以下、「提出書類通達」という。）別表 3 における国及び地域区分について、下記の通り要望致したく、よろしく御高配の程お願い申し上げます。

記

1. 要望

提出書類通達別表 3 における国及び地域区分について、以下のように変更を頂きたい。

(1) EU 加盟 27 か国の全てを「い地域①」に組み入れて頂きたい。

なお、この実現が困難な場合には、日本から EU に輸出又は提供したデュアルユース品目の取り扱いについて生じている不都合を改善すべく、クロアチアを「い地域②」に組み入れて頂きたい。

(2) メキシコを「い地域②」に組み入れて頂きたい。

2. 背景・理由

(1) EU加盟27か国とクロアチアの状況について

- ①EU全加盟国は、法的拘束力を持つEU輸出管理規則（Council Regulation(EC)）に基づきリスト規制、キャッチオール規制、仲介貿易取引規制や技術取引規制等を遵守しており、日本における外国為替及び外国貿易法やこれらに係る政省令に相当する制度のもと、輸出管理体制を整えている。しかし、提出書類通達別表3が定める仕向け地区分では、EU加盟27か国が「い地域①」「い地域②」「ろ地域」の3地域に分かれているため、日本からデュアルユース品目の取引を行う場合であってもその仕向け地（国）によって規制に差が生じている。統一的な輸出管理制度を持つEUに対し、経済産業省が国によって輸出管理上の処遇を変えている状況は理にかわないため、EU加盟27か国の全てを「い地域①」に組み入れて頂きたい。
- ②本来的に、EU域内ではモノ・サービス・資本の移動が自由である。それ故、EU輸出管理規則は専らEU域外に対する取引を規制したものとなっており、EU域内の取引を規制していない。しかし、提出書類通達別表3では、クロアチアが「ろ地域」に区分されているため、日本から同国に対して輸出貿易管理令別表第1の2の項に該当する工作機械を輸出した場合、当該工作機械をEU域内の「い地域②」¹に再輸出する際には経済産業省の事前同意が必要となっている。クロアチアの需要者からすればEU域内におけるデュアルユース品目の移動は規制されるものではないため、こうした認識の差異が不用意な誓約書違反を招きかねない。従って、EU加盟27か国の全てを「い地域①」に組み入れて頂きたい。なお、その実現が困難である場合には、少なくともクロアチアを「い地域②」に組み入れて頂きたい。
- ③アメリカ政府の対応状況を見ると、商務省は2013年7月1日にクロアチアがEUに加盟したことを以て2014年8月7日にCommerce Country Chartを変更している。
- これにより、アメリカからクロアチアに輸出貿易管理令別表第1の2の項に該当する工作機械を輸出する場合は、商務省への輸出許可申請は不要となっている。クロアチアに対して特段の安全保障上の懸念がないのであれば、経済産業省が同国を「い地域②」に組み入れることで他国から非難を受けるような事態になるとは考えにくい。こうした点からも、クロアチアを「い地域②」に組み入れて頂きたい。

¹ エストニア、スロバキア、スロベニア、ラトビア、リトアニア、キプロス、マルタ、ルーマニア

(2) メキシコの状況について

①メキシコは、貿易法 LCE (Ley de Comercio Exterior) 以下の法令に基づき輸出管理に係る規制を整備している。また、NSG、AG、WA に加盟しており、各規制リストも法令に反映している。しかし、提出書類通達別表 3 が定める仕向け地区分では、メキシコが「ろ地域」に区分されているため、輸出令別表第 1 の 2 の項に該当する工作機械を日本から輸出する場合において特別一般包括許可を用いることができない。

メキシコは NSG 加盟国であり規制も整備しているため、「い地域②」に組み入れて頂きたい。

②アメリカ政府の対応状況を見ると、商務省は 2012 年にメキシコが WA 及び NSG、2013 年に AG に加盟したことを以て、2014 年 8 月 7 日に **Commerce Country Chart** を変更している。これにより、アメリカからメキシコに輸出貿易管理令別表第 1 の 2 の項に該当する工作機械を輸出する場合は、商務省への輸出許可申請は不要となっている。

日本の輸出管理制度におけるメキシコに対する処遇がアメリカよりも厳しい状況は、地理的に見る安全保障上の観点からも不合理であるため、メキシコを「い地域②」に組み入れて頂きたい。

以上